

平成18年度第2回千葉市国民保護協議会 会議録

1 日時：平成18年7月26日(水)午後1時30分～午後2時55分

2 場所：千葉市役所本庁舎8階正庁

3 出席者

委員 (43人)

	所属	役職	氏名	備考
国	関東地方整備局	千葉国道事務所管理第二課専門職	高橋 明	代理出席
	第三管区海上保安本部	千葉海上保安部次長	大塚 善男	代理出席
	陸上自衛隊	高射学校長	武田 正徳	
県	千葉県	総務部消防地震防災課国民保護計画室長	岩館 和彦	代理出席
	千葉県水道局	千葉水道事務所技術次長	幡谷 繁	代理出席
	千葉県警察	千葉市警察部長	河西 喜充	
市	千葉市	助役	小島 一彦	会長職務代理
		助役	林 孝二郎	
		収入役	星野 忠雄	
		教育長	飯森 幸弘	
		消防長	須田 和宏	
		総務局長	藤代 謙二	
		市民局長	太田 博	
		保健福祉局長	古川 光一	
		都市局長	峯 和夫	
		建設局土木部建設総務課長	池田 秀雄	代理出席
		水道局長	宮下 公夫	
指定公共機関 指定地方公共機関	独立行政法人放射線医学総合研究所	緊急被ばく医療研究センター長	藤元 憲三	
	日本赤十字社	千葉県支部事務局長	菅谷 巖	
	日本放送協会	千葉放送局長	遠藤 雅敏	
	東日本高速道路株式会社	関東支社千葉管理事務所工務担当課長	川俣 和久	代理出席
	成田国際空港株式会社	安全推進部主席	稲垣 俊也	代理出席
	東日本電信電話株式会社	千葉支店災害対策室長	中村 忠夫	代理出席
	東京電力株式会社	千葉支社長	山崎 隆	
	東京瓦斯株式会社	千葉支店長	青山 俊	
	日本通運株式会社	千葉中央支店長	角田 信夫	
	東日本旅客鉄道株式会社	千葉駅長	川名 芳男	
	京成電鉄株式会社	京成千葉駅長	斎藤 一男	
	千葉都市モノレール株式会社	取締役運輸事業本部長	原 潔	
	社団法人千葉県トラック協会	専務理事	布川 清純	
	社団法人千葉県バス協会	常務理事	加藤 廣	
	株式会社ベイエフエム	技術部長	吉田 八郎	代理出席
有識者等	国立大学法人千葉大学	法経学部教授	多賀谷 一照	
	社団法人千葉市医師会	事務局長	鈴木 州三	代理出席
	社団法人千葉市歯科医師会	事務局長	高風聞 史朗	代理出席
	社団法人千葉市薬剤師会	副会長	古山 陽一	
	千葉市消防団	団長	森谷 信成	
	千葉市町内自治会連絡協議会	会長	長井 巧	
	千草台団地自治会自主防災対策本部	会長	渡辺 志げ子	
	千葉市民生委員児童委員協議会	会長	永田 利臣	
	千葉市老人福祉施設協議会	会長	石井 俊彦	
	千葉市社会福祉協議会	事務局次長	細谷 章	代理出席
千葉市女性団体連絡会	会長	中谷 きよ		

(事務局)

中村市民部長、冬室危機管理担当参事、幸島総合防災課長(資料説明)、椎名主幹(資料説明)、大堀課長補佐(司会進行) ほか3名

#### 4 議題

- (1) 千葉市国民保護計画(素案)について
  - (ア) 素案の概要について
  - (イ) 意見とその対応について
- (2) 今後のスケジュールについて
- (3) その他

#### 5 議事の概要

- (1) 千葉市国民保護計画(素案)について
  - (ア) 素案の概要について  
事務局から資料2により、千葉市国民保護計画(素案)の概要について説明があった。
  - (イ) 意見とその対応について  
事務局から資料4により、千葉市国民保護計画について委員から事前に出された意見及びそれら意見の千葉市国民保護計画(素案)への対応内容について、説明があった。その後、委員から何点か追加意見が出され、事務局から意見に対する回答があった。そして、これらの意見について今後事務局が千葉市国民保護計画(原案)を作成する中で十分に検討していく、との方針が了承された。
- (2) 今後のスケジュールについて  
事務局から資料5について説明があった。
- (3) その他  
第3回協議会を10月中旬頃に予定している旨、事務局から報告があった。

#### 6 発言要旨

【「議題(1)千葉市国民保護計画(素案)について(イ)意見とその対応について」における質疑】

多賀谷一照委員：まず、安否情報システムについて。市民から安否確認の問合せが殺到することが予測される。本人確認をどうするか、また、紙による照会・回答を前提にしているが、殺到する問合せに対応できるのか、といった問題があり、こうした点について検討していただきたい。2点目は、計画(素案)の第3編第2章で関係機関連携モデルが、公的機関の連携モデルとなっている点について。NPOや消防団、自治会などが地域において果たす役割は大きい。このモデル上で図示するのは難しいかもしれないが、こうした機関の果たす役割についてもきちんと想定しておいて欲しい。

事務局：安否情報システムについては、個人情報保護など、様々な課題があるが、御指摘されたような点も踏まえながら検討してまいりたい。また、NPOや消防団、自治会については、計画の中でどう示すかは検討の必要があるが、何らかの形で連携体制を図っていきたいと考えている。

藤元憲三委員：第4編「復旧等」の中に、「安全宣言」について書き込むべきではないか。特に、NBC災害においては、脅威が去ったことを周知する必要がある。この記述がないと、脅威がいつまでも終わらないという格好になる。

事務局：第4編第2章に「国における所要の法制の整備等」と記載があるように、武力攻撃災害等の復旧は国が示す方針に従って実施することになる。「安全宣言」の位置づけが、国によって明示されていない現状では、本計画に盛り込むのは難しい。「脅威が終わらない」という点についても、どういう段階でそれが完全に除去されたという判定基準が国から示されておらず、あらかじめ計画に盛り込むのは難しいと考える。

岩館和彦委員(代理出席)：千葉県計画においても、その点については触れていない。恐らく、国の方で取り組むべきことだと思う。実際には、安全宣言的なものは国から出されることになるかもしれないが、やり方が見えない現状では、計画に掲載するのは難しいと考える。

多賀谷一照委員：国民保護法第51条に「警報の解除」の規定があり、実際にはそこで警戒態勢解除の形となる。

武田正徳委員：NBCの場合には、地方が国に対し残留放射線濃度などの情報を報告し、国が決定するような形になるので、「安全宣言」のような概念は必ずあるはずである。こうした宣言やその解除を行うに当たっての数値的基準は、まだ決められていないと思うが、そのようなスキームを作っておくことは大事だと思う。

- 原 潔 委 員：計画（素案）の 65 ページの「警報の伝達等」に係る連携図では、「指定（地方）公共機関（放送事業者など）」となっているが、67 ページの「避難住民の誘導等」に係る連携図では「指定（地方）公共機関（放送事業者）」となっており、「など」が無く、より限定的になっているが、この記述でよいか。
- 事 務 局：国民保護法第 50 条及び第 57 条により、いずれの場合も対象は放送事業者に限定されている。65 ページの図から「など」を除く必要があると考えられるが、再度確認して、後日お示ししたい。
- 森 谷 信 成 委 員：先ほど、連携モデルにおける消防団の位置づけについて話があった。その件に関して、消防団は消防本部に団の本部を置いており、団独自あるいは団長独自で連絡をとるという方法は難しい。災害のとき消防団は消防本部に詰めるような形になっており、消防本部を介しての連絡という決まりになっていることを御了解いただきたい。